

た、事実記載の項で述べた通りR A009竪穴住居が焼失家屋、R A010竪穴住居が焼失家屋の可能性があることから、罹災によって住居が廃絶したため短期間に立て替えを行った結果の可能性もある。調査区西端沿いに位置するR A012・042竪穴住居については単独で存在するのか、それとも調査区外に存在する数棟の竪穴住居と密集して存在するのかは現時点では判断できない。

また、R A010竪穴住居に伴う廃棄土坑であるR D067土坑が本期に構築されたものと考えられるが、それ以外の遺構については出土遺物が乏しいため判然としない。

なお、遺跡の南東側にあたる第3次調査区で検出された竪穴住居について出土土器を検討したところ、そのほとんどが本期に該当するものであったことから、遺跡全体として本期が集落として利用された最盛期であったと考えられる（註）。

Ⅲ期（9世紀末～10世紀前半）

Ⅱ期に引き続いて生活域として利用されていた時期であるが、全体として遺構数が減少する。この時期に構築された遺構にはR A011・014竪穴住居、R G018溝などがある。竪穴住居はいずれもⅡ期に構築された住居の傍らに位置し、それらと出土土器が接合関係にあることからⅡ期の次世帯が構築した住居と考えられる。ただし、甕類の出土量が極端に少なく、カマド燃焼部の熱変成も非常に弱いことから実際に居住用として使用していたかについては疑問である。

調査区の南端を東西に走り全長100m以上に及ぶR G018溝跡は、堆積土上位にTo-aテフラがブロック状に混入していることからTo-aテフラ降下以前に埋没していたと考えられる。出土遺物がないために性格については判然としないが、これほど長大な溝であることから区画溝としての機能があったのではないかと考えられる。

近世（以降）

遺構としてはR B014～018掘立柱建物、R D153土坑、R I001井戸などがあり、出土遺物の年代観から江戸時代後期～明治時代にかけて構築されたものと考えられる。遺跡の南側に位置する第13次調査区で掘立柱建物をはじめこの時期の遺構が数多く検出されていることから、本遺跡では主に遺跡範囲の南側が江戸時代～明治時代にかけて生活域として利用されていたと考えられる。

R B014～016掘立柱建物に関しては第9次調査で検出された掘立柱建物と同規模かつ桁行方向もほぼ一致することから、同時期に機能していたと考えられる。R B018掘立柱建物に関しては桁行方向が他の掘立柱建物と一致するが床面積が小規模であることから、住居に付随する小屋としての機能が想定される。

R D153土坑は包含する遺物から近世の廃棄土坑（ごみ穴）と推定される。廃棄土坑は住居外に掘削されることが多く、本遺構はR B014掘立柱建物と間接的に重複するものの同時期の掘削とは考え難いことから、R B014掘立柱建物構築以前あるいは廃絶後に掘削されたものと考えられる。

（村田・丸山・高橋）

註 第3次調査出土分については実物を実見して今回の分類案と対照している。検討の結果では、報告書中で9世紀前半としている住居跡では確かに白鳥C類（9世紀前半に相当）の特徴を備えたものがあるが、むしろ高台坪など白鳥D群以降に出現する器種が含まれていることから、9世紀後半代とするほうが妥当と考えられる。

（3）石帯をめぐる諸問題

今回の調査では、R A014竪穴住居から石帯が1点出土している（第56図172）。銚帯とは、律令官人の朝服と制服に伴う腰帯で、帯金具・石帯で装飾された革帯のことであり、そのなかで石帯とは

石製の銚のことを指す。銚帯を構成するものとしては、帯を留める金具である「鉸具」、帯の先端を飾る「鉈尾」、留め穴周辺を飾る装飾具である「巡方」・「丸柄」、留め穴の保護などに使用される留穴金具がある。今回出土したものは瑪瑙製の鉈尾である。岩手県では現在までに9遺跡で石帯の出土が確認されているが、瑪瑙製の鉈尾としては県内では初出例である。その意味でも貴重な資料であり、飯岡才川遺跡の性格を考えるうえで様々な問題を提起する資料といえる。そこで本項では、本資料に関わる問題について検討を加えてみたい。

県内の出土事例

最初に岩手県内における銚帯の出土状況についてみていきたい。管見によると、本県では現在までに石帯は9遺跡、銅・鉄製の銚帯を含めて20遺跡で出土が確認されている（第84図・第23表）。出土遺跡の内訳は、古墳4・城柵1・集落15となっており、金ヶ崎町西根古墳縦街道支群の13点（銅製で丸柄8・巡方4・鉈尾1）をはじめ1遺跡あたりの出土量は古墳が多く、城柵・集落遺跡では1～3点のみ出土している。材質をみると、古墳出土のものはほぼ全てが銅製、城柵・集落遺跡出土のものは奥州市杉の堂遺跡で銅製巡方が出土している以外は全て石帯あるいは鉄製である。石材には粘板岩・砂岩・凝灰岩・花崗岩が使われており、色調として黒～灰色のものが主体となる。

銚帯が出土した古墳はいずれも8世紀代に造営された終末期古墳であり、出土状況が不明なものもあるが副葬品として埋納されたものと考えられる。対して集落遺跡では、現在のところ遺構としては竪穴住居のみであり、2点以上出土している遺跡でも一つの遺構からは1点しか出土していない。また、竪穴住居ではカマド付近で出土する傾向があるが、単独出土であることも関係して現状では出土状況に法則性を見出すことはできない。なお、出土した竪穴住居は供伴遺物から9世紀代に構築されたものと考えられており、前述の古墳とは半世紀から1世紀近く年代差がある。

以上のように本県における銚帯の出土状況をみると、8世紀代に銅製銚帯が古墳の副葬品として複数点出土する場合と、9世紀に入り集落遺跡の竪穴住居から石帯もしくは鉄製鉸具が単独で出土する場合があることがわかる。

飯岡才川遺跡出土資料の検討

続いて飯岡才川遺跡出土資料（以下、本資料とする）について、出土状況と形態的特徴についてみていき、岩手県内の出土事例との対照を行ってみたい。

まず出土状況であるが、本資料は竪穴住居のカマド付近の堆積土最下位から出土している。先端を床面中央に向け裏向きの状態で出土しており、出土状況から他の部位はもともと存在していなかったものと考えられる。すなわち、本資料は革帯の一部としてではなく単独で存在したのと考えられ、腰帯としての本来の機能とは異なる扱いを受けていた可能性が高い。

形態的特徴については計測値などを改めて記載しておく。平面形は長方形を基調としており、先端部は緩やかにカーブする。全長8.0cm、幅4.3cm（長幅比2：1）、厚さ0.8cm、断面形は台形である。表面及び側面は丁寧に磨かれ光沢がある。裏面には金属とこすれたような擦痕が数条認められる。革帯との連結には裏面に潜り穴を開けてそこに銀線などを通して縫い合わせるようであるが、銀線などは残存していなかった。なお、成分分析の結果では産地は不明ながら瑪瑙であることが判明しており、文献史料に記載されているいわゆる「白玉帯」であるといえる（註1）。

以上が本資料の出土状況と特徴である。本資料は石帯であり、9世紀末～10世紀初めのものと考えられる竪穴住居からの単独出土であることなど、これまでの集落遺跡出土例と同様の状況を示している。このことは、本県において石帯の搬入や扱いが各遺跡でほぼ同じであったことを表しているといえる。ただし、製品そのものに注目した場合、本資料はこれまでの出土事例とは異なる点があく

かある。それは、①県内3例目の鉈尾であること（註2）、②横幅が4.3cmと通有の鉈尾に比べて大型であること、③いわゆる「白玉帯」であること（註3）、の3点である。これらの特徴をふまえ、次節ではこれまでの研究成果と他地域における代表的事例を取り上げて本資料の有する性格について検討を加えてみたい。

銚帯の有する性格

律令期の官人は、『養老衣服令』などによって位階に応じて所有する腰帯が規定されており、官位によって所有できる銚帯の大きさや色が決められていた。したがって、銚帯はその色調（材質）・寸法などから所有者の位階（地位）を推定することを可能にする遺物であるといえる。そのため、遺跡から出土する銚帯について、その規格性に注目して当時の位階制を復原しようとする研究が古くから行われてきた（伊藤1968、佐藤1976、松村2002など）。また、銚帯は文献史料の検討を通じてその使用年代が推定できることから出土遺構の年代決定資料として極めて有効なものとしても認識されている。つまり、銚帯に関する研究は、律令期の位階制復原と年代決定資料としての位置づけとが相互に絡み合いながら進められてきたといえる（田中1990・1991、松村1987・2002など）。

先述の通り、本資料は大型の「白玉帯」であり、この点为本資料の性格を考えるうえで最も注目すべき点である。そこで、その位置づけについて先学の研究を援用しながら検討を加えてみたい。

まず縦幅から規格性を検討する。本資料の縦幅は4.3cm、当時の尺に直すと一尺四寸（4.2cm）を超えるものである。これまでの研究によって、銅製銚帯は一分単位で8段階の規格差があり、その寸法差が所有者の位階を反映しているものと考えられている（佐藤1976・松村1987）。ちなみに松村恵司による革帯幅の分類に従うと、一尺四寸とは正六位の官人が有する腰帯の幅であるという（松村2002）。銅製銚帯と石帯が同一の規格性のもとに生産されていたか否かという点と、出土状況から本資料がすでに腰帯本来の機能から逸脱した状態にあった可能性が高い点を十分に考慮する必要はあるが、先学研究成果を援用すると本資料の所有者は正六位以上の官位であったという推定ができるであろう（註4）。

東国における銚帯出土の意味については、田中広明の一連の研究を参考に考えていきたい（田中1990・1991・2002）。いわゆる「烏油腰帯」^{くろつくりのこしおび}（＝黒色系の銚帯）を含めると東国における銚帯の出土遺跡はかなりの数に上るが、まとまって出土するのは古墳や古墓であり、集落遺跡では1～数点の出土に留まることが多いということである。この点は先にみた岩手県でも同様の状況であるといえる。黒色系の銚帯であっても出土する集落遺跡は周辺の遺跡より優れた内容のものが多く、五位以上の官人が身につけたとされる金銀装腰帯や白玉帯は国府とその関連遺跡、あるいは施釉陶器・輸入陶磁器など律令国家の影響を示す遺物を有する、周辺よりランクの高い遺跡から出土するという（田中2002）。飯岡才川遺跡では過去に総柱式の掘立柱建物が検出されているが、施釉陶器などの出土は無く内容的にも近傍に位置する台太郎遺跡や細谷地遺跡など同時期の遺跡に比べて卓越しているわけではなく、むしろ住居の規模などの点からは周辺遺跡よりもやや劣っているとも言える。田中は白玉帯や金銀装腰帯が東国の遺跡から出土する理由として、五位以上の官人が地方に下向した場合、蝦夷爵などが地方官人に賜与された場合、地方官人が上京の際に入手した場合などを想定しており（田中2002）、本資料がいずれの契機で入手されたものかは現段階では明らかにはできないが、蝦夷爵などに関連するものであると仮定した場合、志波城あるいは胆沢城など城柵遺跡との関連も視野に入れる必要があろう。

ま と め

以上、雑駁ではあったが飯岡才川遺跡出土石帯に関わる諸問題についてみてきた。本資料は単独の

資料としてみた場合、寸法や色調の点から正六位以上の官位を有する者のみが所有できる、極めて希少なものである。また、全国的にみても同様の特徴を有する資料は限られており、そのほとんどが国府級あるいは律令国家の影響を示す遺物を有する、周辺よりランクの高い遺跡から出土するということである。

ただし、本遺跡では小型の竪穴住居から出土していること、これまでの調査で律令国家の影響を示す資料が見つからないことは大きな問題点である。文献史料やその他の内容から、同等の石帯を所有できるのは国司級の官人であり、出土した遺跡は国司に関連する遺跡とみなされることがほとんどであった。しかし、本遺跡のような事例が出現したことにより、白玉帯を有する遺跡をおしなべて国司級の遺跡として良いものか考古学的立場から改めて検証する必要性が生じたといえる。残念ながら、今回の検討では本資料それ自体が有する性格について明確にすることができたとはいえないが、飯岡才川遺跡の性格及び石帯出土遺跡の性格を考えていくうえで様々な問題を提起する遺物であるという点は注視しておきたい。

(村田)

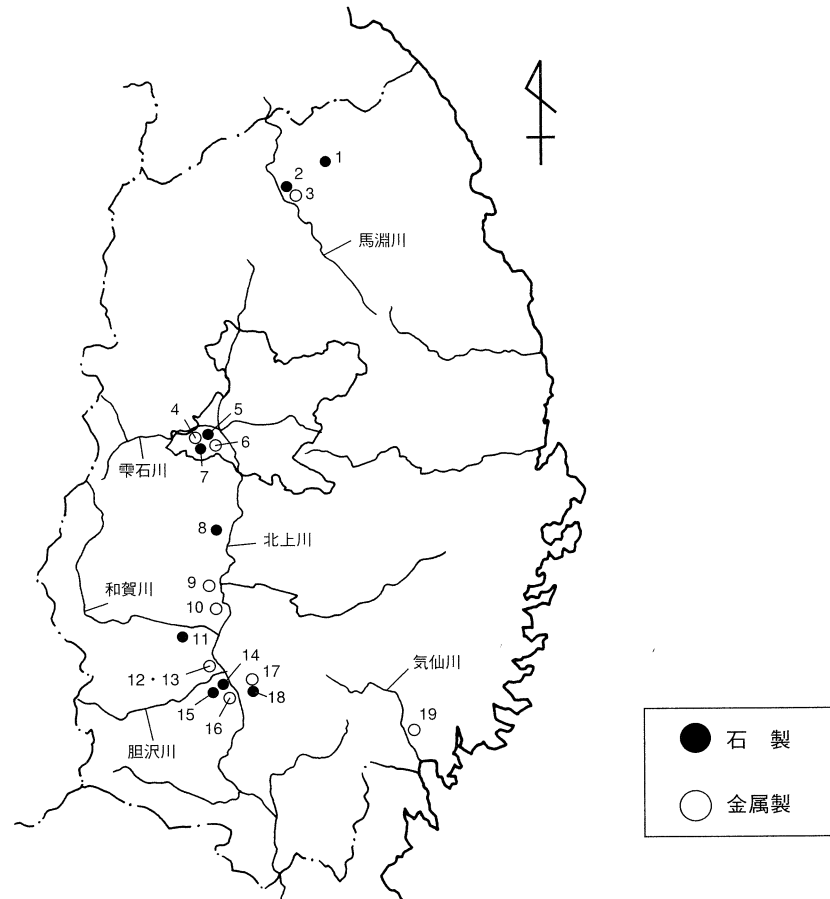
註

1. ここでいう「白玉」とは、瑪瑙の他に石英や大理石など、白く輝く石材のことを指す。
2. 盛岡市大島遺跡、北上市岩崎台地遺跡、奥州市胆沢城跡で各1点出土している。本県で最も出土量が多いのは丸軋であるが、鉞尾との出土量の差異については一つの腰帯につき1点しか取り付けられない鉞尾と何点も取り付けられる丸軋という性格が影響していると考えられ、この出土量の差は全国的にも同様である。
3. 本県では大島遺跡の丸軋（緑色瑪瑙製）を除いて白色系の石材は確認されていない。
4. 五位は地方でいうと国司級の官人に相当する。

第23表 岩手県内銚帯出土遺跡一覧

No.	遺 跡 名	遺 跡 所 在 地	遺跡の 性 格	出土遺構	出土点数				材 質	備 考	文献
					鉞具	巡方	丸軋	鉞尾			
1	江刺家	九戸郡九戸村大字江刺家	集落	遺構外			1		チャート質粘板岩		1
2	田中4	二戸郡一戸町岩館字田中	集落	竪穴住居			1		凝灰岩		2
3	御所野	二戸郡一戸町岩館字御所野	集落	竪穴住居	1				鉄		3
4	太田蝦夷森古墳群	盛岡市上太田字森合・字狄森	古墳	古墳		1	1		銅（金銅装）		4
5	飯岡才川	盛岡市飯岡新田字才川	集落	竪穴住居				1	瑪瑙	本書掲載	
6	細谷地	盛岡市向中野字野原	集落	竪穴住居	1				鉄		5
7	大 島	盛岡市羽場	集落	竪穴住居				1	黒色粘板岩		6
				遺構外			2		緑色瑪瑙・粘板岩		
8	比爪館	紫波郡紫波町日詰	集落	竪穴住居		1			凝灰岩		7
9	熊堂古墳群	花巻市上根子谷地	古墳	古墳？	1	3	3	3	銅		8
10	堰向Ⅱ	北上市二子町南田	集落	竪穴住居	1				鉄		9
11	岩崎台地	北上市岩崎	集落	竪穴住居				1	花崗岩		10
12	西根古墳群 下釜支群	胆沢郡金ヶ崎町西根字下釜	古墳	古墳	1	4	4	1	銅		6
13	西根古墳群 縦街道支群	胆沢郡金ヶ崎町西根字縦街道南	古墳	古墳		4	8	1	銅		6
14	胆沢城跡	奥州市水沢区佐倉河字洪田ほか	城柵	不明				1	砂岩		6
15	東大畑	奥州市水沢区佐倉河字東大畑	集落	竪穴住居			1		アルコース砂岩	留金具？残存	11
16	杉の堂	奥州市水沢区新明町	集落	竪穴住居		1			銅		12
17	宮 地	奥州市江刺区愛宕字観音堂沖	集落	竪穴住居	1				鉄		13
18	力石Ⅱ	奥州市江刺区愛宕字力石	集落	竪穴住居			2		アルコース砂岩		14
19	友沼Ⅲ	陸前高田市横田町字友沼	集落	竪穴住居	1				鉄		15

※文献No. は第Ⅵ章に記載のものと対応



第84図 岩手県内銚帯出土遺跡分布図

(4) 赤間硯に関する検討

第13次調査において、近世に所属するRD153土坑から硯背に「赤間関大森」の銘が彫り込まれた硯が出土した。石を材とした硯はその性質上単独の資料では年代決定に用い難いとされるが（汐見2001）、赤間硯に関しては近年その銘や形状から編年が成されており（岩崎2005・2006a）、本例のように陶磁器と伴出する場合は遺構の年代決定に有効な資料と成り得る。

近世において南部藩に隣接した仙台藩では赤間硯に用いられる赤色頁岩と酷似する、紫雲石を硯材とした紫雲石硯が生産されていた。それにも拘らず遠方の赤間硯の利用が確認されたことは、近世の飯岡才川遺跡の性格を探るうえで重要な資料であると考えられる。また本資料は岩手県に於ける赤間硯の初出土例であることから、本項では今回出土した赤間硯に関する検討を行うと共に県内における硯の出土傾向を簡単に提示したい。

飯岡才川遺跡出土赤間硯の概要

今回出土した硯は通称「紫金石」と呼ばれる赤色頁岩を硯材としている（註1）。紫金石は長門国厚狭村（現山口県山陽小野田市）において寛保元（1741）年に石脈が発見されており、紫雲石よりも石質が硬く風化により虫食い状の穴が開く特徴を有する。本資料の墨堂（オカ）左端部分にも風化に伴う穴が確認される。硯縁の削りは丸彫りされることから岩崎氏の分類による「B1」に該当する（岩崎2006a）。覆手の範囲は9cmで、硯面で墨池の占める割合は36.8%である。硯は側面が垂直な長方体を呈しており、水野氏の型式分類に拠ると「長方硯1Bb」に該当する（水野1985）。また本